

議案第196号

大阪市市長直轄組織設置条例の一部を改正する条例案

大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大阪府市大都市局」を削る。

第2条中大阪府市大都市局の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

平成27年5月29日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

市長直轄の直近下位の内部組織である大阪府市大都市局を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(傍線は削除)

大阪市市長直轄組織設置条例（抄）

（目 的）

第1条 市長の強力なリーダーシップの下に、市長の権限に属する事務を迅速に遂行するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長直轄組織として次に掲げる組織を置く。

大阪府市大都市局

省 略

（事務分掌）

第2条 前条に掲げる組織の分掌する事務は、次のとおりとする。

大阪府市大都市局

(1) 新たな大都市制度に係る企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関する事項

省 略